

うに加工食品品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1660号  
最終改正 平成19年11月 6日農林水産省告示第1371号

(趣旨)

第1条 うに加工品(粒うに、練りうに及び混合うにであって、容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
粒うに	うにの生殖巣に食塩を加えたもの(以下「塩うに」という。)又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、酒かす、調味料(アミノ酸等)等(以下「エチルアルコール等」と総称する。)を加えたものであって、塩うに含有率が65%以上のものをいう。
練りうに	塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたものを練りつぶしたものであって、塩うに含有率が65%以上のものをいう。
混合うに	塩うににエチルアルコール等を加えたもの又はこれを練りつぶしたものであって、塩うに含有率が50%以上65%未満のものをいう。
うに	次に掲げる科に属するうにをいう。 1 おおばふんうに科(Strongylocentrotidae) 2 ながうに科(Echinometridae) 3 らっぼうに科(Toxopneustidae)
塩うに含有率	次の算式により算出した百分比をいう。 $\frac{\text{使用する塩うにの重量(g)} \times \frac{\text{使用する塩うにの固乾物含有率(\%)}}{\text{塩うにの基準の固乾物含有率(\%)}} \times \frac{1}{\text{製品の内容量(g)}} \times 100$ 塩うにの基準の固乾物含有率=35% (注) 固乾物含有率は、試料約3gを図り取り、105℃で5時間乾燥した後ひょう量し、試料重量に対する乾燥後の重量の百分比とする。

(義務表示事項)

第3条 製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)がうに加工品の容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、塩うに含有率とする。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名及び塩うに含有率の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、粒うににあつては「粒うに」と、練りうににあつては「練りうに」と、混合うににあつては「混合うに」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のアからウまでの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれアからウまでに規定するところにより記載すること。

ア 原料は、「塩うに」、「うに」のいずれか又は双方を記載すること。

イ 原料及び食品添加物以外の原材料は、次に規定するところにより記載すること。

(ア) 「エチルアルコール」、「砂糖」、「みりん」、「でん粉」、「酒かす」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。

(イ) 記載する砂糖類の名称が2種類以上となる場合は、(ア)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。

ウ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(3) 塩うに含有率

パーセントの単位で、単位を明記して記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「義務表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、塩うに含有率、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、粒うににあつては「粒うに」の用語、練りうににあつては「練りうに」の用語、混合うににあつては「混合うに」の用語を表示しなければならない。ただし、商品名にこれらの用語を使用している場合は、この限りでない。

（表示禁止事項）

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(3)に掲げる事項（品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語に限る。）については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

(1) 塩うにを、当該塩うにを製造した場所で当該塩うにを製造した直後に瓶に入れ、これにエチルアルコールを加え又は加えないで瓶詰にしたもの以外のものに表示する「磯詰め」その他これに紛らわしい用語

(2) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語

(3) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

附 則（平成12年農林水産省告示第1660号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年農林水産省告示第557号）

この告示は、平成15年6月10日から施行する。

附 則（平成16年農林水産省告示第1821号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年農林水産省告示第1371号）

この告示は、公布の日から施行する。